



島根県報

令和6年5月17日（金）

号外 第 5 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第358号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	大田佐田線	大田市山口町山口782番4地先から同778番7地先まで	前	メートル 6.98～ 13.59	メートル 104.46	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 12.13～ 33.84	メートル 104.46		

島根県告示第359号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	別府川本線	邑智郡美郷町地頭所1番1地先から同地先まで	前	メートル 7.25～ 8.42	メートル 38.30	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 7.25～ 9.67	メートル 38.30		

島根県告示第360号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原686番7地先から同607番2地先まで	メートル 561.40	令和6年 5月17日	県央県土整備 事務所	